

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰支援商品券配付事業	①物価高騰により町民生活に影響が出ていることを踏まえ、生活者への食料品の支援として活用いただける町内で利用可能な期限付き商品券を配付し生活を支援するとともに、商品券利用による地域経済の活性化に資するもの。 ②補助金 ③配付額 ・1人当たり10,000円(※配付方法は世帯単位) 予算額 ・山元町地域経済回復支援商品券配付事業補助金 129,450,000円 〔内訳〕 ○商品券換金分(商品券10,000円/人×11,300人) 113,000千円 ○商品券換金手数料(113,000千円×5%×1.1=6,215,000円) 6,300千円 ○商品券等印刷費(商品券、商品券用封筒、発送用封筒、加盟店一覧表等) 2,600千円 ○商品券等郵送料(商品券、加盟店募集案内通知等) 4,050千円 ○一般印刷費(のぼり旗、ポスター、チラシ等) 1,900千円 ○事務費(振込手数料、用紙代、宛名シール、送付用封筒等) 1,600千円 ④令和8年2月1日現在の住民基本台帳登録者(見込み:11,300人)	R7.12	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯米価高騰支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への支援として、山元町産米を配付することにより、保護者の負担軽減を図るもの。 ②委託料・役務費 ③委託料 8,513,000円 内訳 米 1,291人 × 3,760円 = 4,854,160円 おこめ券 1,291人 × 2,000円 = 2,582,000円 梱包料 一式 125,510円 送料 一式 950,350円 合計 8,512,020円 = 8,513,000円 役務費 112,000円 内訳 郵便料金 800世帯 × 140円 = 112,000円 合計 8,625,000円 ④基準日(令和7年7月1日)において、町内に住所を有する0歳から高校生年代(令和8年4月1日までに18歳に到達する児童)がいる世帯 728世帯(対象人数1,288人)+予備3世帯(3人)=731世帯(対象人数1,291人)	R7.6	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設副食費高騰支援事業	①町内保育所及び幼稚園の副食費が燃料及び食材等の物価高騰等を受け、保護者の負担増を回避する観点から、児童福祉施設等に対し町内児童園児数の副食費増加分を町独自に支援するもの。 ②補助金 ③支給対象期間 令和7年4月分から令和8年3月分までの1年間分。 物価上昇率想定 10% (参考:令和6年4月から令和7年4月の間における消費者物価指数の前年同月比のうち、最も高い数値7.8%) 副食費相当額 児童1人当たり月額4,900円として算出。(令和7年度公定価格) 児童1人当たりの補助額 4,900円×10%×12月=5,880円=5,800円 児童数 令和7年7月1日現在の児童数 【補助額】 やまもと認定こども園 5,800円 × 61人 = 353,800円 = 353,000円(町内児童のみ対象) つくし保育園 5,800円 × 8人 = 46,400円 = 46,000円(地域枠児童のみ対象) なないろ保育園 5,800円 × 10人 = 58,000円 合計 457,000円 ④支給対象児童福祉施設 やまもと認定こども園、つくし保育園、なないろ保育園 計3施設	R7.6	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設物価高騰対策事業	①食材料費・光熱水費等、物価高騰の影響を受けている介護事業所に対し支援を行い、経営を安定させることで、高齢者の生活の安定を図ることを目的とし、宮城県において実施予定の「宮城県高齢者施設物価高騰対策事業補助金(仮称)」の対象となる事業所に対し、県の補助に町からも加算して補助金を給付する。 ②補助金・役務費 ③【補助金】 <対象事業所別補助単価> 入所系 定員1名当たり…15,000円(宮城県補助金…30,000円) 通所系 “ …10,000円( “ …20,500円) 訪問系 “ …3,000円( “ …7,000円) ○合計額 7,500,000円…(1) 【役務費】 郵便料(支給決定通知書当) 140円×27施設×2回=8千円 口座振込手数料 110円×27施設 =3千円 ○合計額 11,000円…(2) (1)+(2)=7,511,000円 ④町内高齢者施設	R8.2	R8.4以降
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉施設物価高騰対策事業	①食材料費・光熱水費等、物価高騰の影響を受けている障害者福祉施設に対し支援を行い、経営を安定させることで、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、宮城県において実施予定の「宮城県障害者福祉施設物価高騰対策事業補助金(仮称)」の対象となる施設に対し、町からも県の補助に加算して給付する。 ②補助金・役務費 ③【補助金】 <対象事業所別補助単価> 入所系 定員1名当たり…15,000円(宮城県補助金…30,000円) 通所系 “ …10,000円( “ …20,500円) 訪問系 車両1台当たり…3,000円( “ …7,000円) 相談系 “ …3,000円( “ …7,000円) ○合計額 3,500,000円…(1) 【役務費】 郵便料(支給決定通知書当) 140円×10施設×2回=3千円 口座振込手数料 110円×10施設 =2千円 ○合計額 5,000円…(2) (1)+(2)=3,505,000円 ④町内障害者施設	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公共浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策事業	①物価高騰及び原油価格高騰分の負担軽減のため、医療機関等に対して光熱水費等の一部を補助する宮城県において実施予定の「医療機関物価高騰対策事業(仮称)」の対象となる町内医療機関への加算補助支援により、医療サービスの提供継続を図る。 ②補助金・役務費 ③【補助金】8,590,000円・・・(1) 対象施設 計20施設 ・病院 @25,000円/床×290床= 7,250,000円 ・無床診療所 @115,000円/施設×4施設= 460,000円 ・歯科診療所 @115,000円/施設×2施設= 230,000円 ・調剤薬局 @50,000円/施設×5施設= 250,000円 ・訪問看護ステーション@50,000円/施設×2施設= 100,000円 ・歯科技工所 @50,000円/施設×2施設= 100,000円 ・施術所 @50,000円/施設×4施設= 200,000円 【役務費】9,000円・・・(2) ・郵便料(支給決定通知等) 140円×20施設×2回=6,000円 ・振込手数料 110円×20施設×1回=3,000円 (1)+(2)=8,599,000円 ④町内医療機関	R8.2	R8.4以降
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	水道基本料金減免事業(水道事業会計繰出・補助)	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受けた企業等への支援のため、水道料金の基本料金を12ヶ月間(1月検針～12月検針)を減免するもの。 ②補助金 ③1 支援内容 水道基本料金を12ヶ月間(6検針分)減免 2 対象者 営業用等水栓使用者 約400件(公共機関は、対象外) 3 減免期間 令和8年1月検針～12月検針 4 予算額 水道基本料金減免に係る予算額 16,200,000円 【内訳】 水道基本料金減免額 11,400,000円 減免に要する対応経費 4,800,000円 ④営業用等水栓使用者 約400件(公共機関は、対象外)	R8.1	R8.4以降
8	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買い換え促進事業	①省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具への買い換えを促進することにより、エネルギー等の物価高騰による家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、家庭におけるエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止を図るため、省エネ家電製品へ買い換えをする町民に対し、(予算の範囲内で)補助金を交付することにより、買い換え支援及び促進を図るもの。 ②補助金 ③対象家電の買い換えを行った町民に対し、申請に基づき、適格であれば補助金を交付するもの。 ・補助金額:購入費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)※総額250万円に達するまで先着順で受付 ・補助限度額:☆テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン…50,000円/台 ※冷蔵・冷凍一体型は1件でカウント 【補助金算定根拠】 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン…50,000円×50台 2,500,000円 ④対象家電の買い換えを行った町民	R8.3	R8.4以降
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業用生産資材高騰支援事業	①農業用生産資材の価格高騰が続いている状況を踏まえ、農業者を対象に耕作面積に応じた補助を行い、事業の継続及び経営の安定化を支援するもの。 ②補助金・役務費 ③・補助単価2,000円/10a ・対象面積 町内の水稲(主食用米、飼料用米、WCS)、露地野菜、施設園芸、果樹、転作作物(大豆、そば)の耕作面積 ・予算額 ○補助金 2,000円/10a×132,582a=26,516,400円≒26,517,000円・・・(1) ○役務費 郵送料 360名×110円×2回=79,200円 口座振込手数料 360名×110円 =39,600円 組戻手数料 360名×660円×5%=11,880円 合計:130,680円≒132,000円・・・(2) (1)+(2)=26,649,000円 ④町内で農業を営んでいる販売農家約360名	R7.12	R8.4以降
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設管理緊急対策事業	①農業者が構成員となる土地改良区は、揚水機場や排水機場などの農業水利施設を管理しており、エネルギー等の物価高騰の影響を大きく受けていることから、農業生産性を持続させることや大雨等が起因する災害の防止など、多面的な機能が損なわれないよう、農業水利施設の電気料金等の掛り増し経費分を緊急的に支援するもの。 ②補助金 ③ ■山元町内の農業用施設分(揚水機場他129施設分) →11,408千円(掛り増し経費増額基礎額)×25%(補助率)=2,852千円 ■亙理町と共有する農業用施設分(岩地蔵揚水機場、亙理土地改良区事務所他5箇所) →8,673千円(掛り増し経費増額基礎額)×25%(補助率)×22.46%(受益面積率分率)≒487千円 ※1 受益面積3,149.2ha(亙理町2,442ha、山元町707.2ha) ※2 本町率分率22.46%(亙理町77.54%、山元町22.46%) ○予算額:3,500,000円(2,852千円+487千円 =3,339千円 ≒3,500千円) ④土地改良区	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油高騰支援事業	<p>①燃油等の価格高騰の影響を受けている漁業者を対象とし、予算の範囲内で燃油等購入費の一部を補助し、事業の継続及び経営の安定化を支援するもの。</p> <p>②補助金・役務費</p> <p>③令和7年1月から令和7年12月まで(12か月間)の燃料使用量(軽油)に10円を乗じた金額</p> <p>○補助金 200,000 × 10円 = 2,000,000円・・・(1)</p> <p>○役務費 郵送料 12経営体 × 110円 × 2回 = 2,640円 口座振込手数料 12経営体 × 110円 = 1,320円 組戻手数料 12経営体 × 660円 × 5% = 396円 合計 4,356円 = 5,000円・・・(2)</p> <p>(1)+(2)=2,005,000円</p> <p>④宮城県漁業協同組合仙南支所(山元)の組合員 12経営体</p>	R7.12	R8.4以降
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	運輸業等燃料高騰支援事業	<p>①昨今の原油高騰の影響を受け、燃料経費が事業を圧迫している運輸事業者等に対し、燃料代の一部を補助することにより、事業者の事業継続を支援するもの。</p> <p>②補助金・役務費</p> <p>③○支給額(単価)の考え方 令和7年(R7/1からR7/11)のガソリン・軽油価格の平均と、過去5年間(R2/1からR6/12)の平均価格を比較し、上昇分の概ね1/2(1円未満切捨て)を支援するもの。</p> <p>○支援額の算出 ・R7/4からR7/12の燃料使用数量に支援額(単価)10円を乗じ算出する。ただし、1台あたり150,000円を交付限度額とする。また、事業所ごとの運行台数(保有台数)が異なるため、上記算出額に運行台数(保有台数)を乗じた金額を交付額とする。1)一般乗用旅客自動車運送業、運転代行業2)一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業×16事業者(R4) = 20事業者 96台(R4) = 100台 150,000円(1台上限) × 100台 = 15,000,000円</p> <p>○予算額 上記 15,000,000円 + 事務費 6,000円 = 15,006,000円</p> <p>※役務費: 口座振込手数料 20件 × 110円 = 2,200円 組戻手数料 20件 × 660円 × 5% = 660円 郵便料 20件 × 110円 = 2,200円 役務費計 5,060円 = 6,000円</p> <p>④運輸業等を営む事業者で、町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人</p>	R7.12	R8.4以降